市場機構の機能と限界

吉 澤 昌 恭

目 次

- I 自由主義体制の確立
- Ⅱ 市場の機能とその前提
- Ⅲ 国家の政策と利益団体の生成
- Ⅳ 三重の調整メカニズム

| 自由主義体制の確立

(1) 個人主義思想の確立

17世紀には英国で絶対王政が動揺し始めた。こうした動揺は、清教徒革命、王政復古を経て、1688年の名誉革命となって一応の結着をみた。かくして王の権力を制限し、個人の自由を尊重すべきである、といった考え方が定着していった。また「法の支配」「分権」といった考え方も生まれた。他方、フランスでも18世紀には様々の人が個人の自由を主張し始めた。彼らは旧体制を批判し、また、王政を廃して共和制を樹立せよ、と主張する人も現われた。

(2) 経済学の確立

個人主義の思想は、経済学が確立されるに到って、更に強固なものとなっていった。

アダム・スミスは、その著『諸国民の富』で、市場機構を分析し、更に、 重商主義がいかに不効率且つ不公正であるか、を論証しようと試みている。 そして、国家の活動は、防衛、司法、公共土木事業及び公共施設の建設・ 維持に限定さるべきである。と述べている。

個々人に経済活動の自由が与えられ、彼らの経済活動の相互調整が市場に委ねられる時、事は最もうまく運ぶ。こうしたことの論証を試みた経済 学は、個人主義思想の最も強力な基盤のひとつとなったのである。

(3) 自由主義体制の確立

かくの如き思想展開を背景にして、19世紀には、一般に自由主義体制、 或いは自由資本主義体制と呼ばれている社会体制が確固たるものとなって いった。この社会体制は、法の支配、分権、そして民主主義といったもの を基軸とする法律的・政治的秩序と、市場機構を中核とする経済秩序とか ら成り立っている。

自由主義体制の下では、二つの秩序が車の両輪の役目を果していたとはいえ、初期の段階に於いて現実を規定したのは主として市場 機 構 で あった。そもそも法の支配(或いは、法の下での自由、法の下での平等)や分権といったものは形式的な性格のものであり、またネガティブな性格のものである。他方、民主主義システムは現実を動かし得るものであるとはいえ、少なくとも19世紀前半には必ずしも十分発達していたとは言えず、その現実規定力も限られたものであったろう。

従って、西欧に於いて、少なくとも1860年代頃までは、市場機構こそが 現実を規定する最も重要な要素だったのである。

Ⅱ 市場の機能とその前提

(1) 市場機構の期待機能:効率,正義,自由

① 効 率

生産手段の私的所有が保証され、国家が経済の日々の流れに干渉することなく、経済活動に於ける分権が確立される時、市場機構はいかなる機能を果し得るのであろうか。まず第一に、市場は最も効率的な資源配分を可能にする。スミス以来経済学の主要な努力はこのことの証明に向けられてきた、といっても過言ではない。

一方に於いて、市場は合理的な経済活動のための指標、即ち、価格を提供してくれる。こうした価格に配慮しつつ活動することによって、稀少資源の浪費が排除される。他方、市場は人々の競争を促す。それは人々の創意を促し、生産コストの切り下げ圧力として作用する。

こうして物的福祉水準が引き上げられてゆくのである。

② 正 義

市場機構は、効率と同時に正義をも保証する。

市場では価値の等しいものどうしが交換される。従って、そこでは等価原則にたつ交換の正義が実現される。他方、社会全体の富の分配は、社会的に稀少な、従って社会的に価値の高い財やサービスを供給したか否かに応じて、行われる。こうして、貢献原則に基づく分配の正義が実現されるのである。

③ 自由

第三に、市場機構は自由と両立する。

私有制度の下では、所有権は分散しており、経済活動についての決定は 各個別経済主体に委ねられている。このことは特定の個人もしくは組織 が、他者に対して強大な権力をふるうことを不可能にする。

他方,市場取引に際しては、効用のみが問題とされるのであり、思想・ 信条といったものは全く第二義的な意味しか持たなくなる。市場機構と は、全く無色透明な中立的性格を持つ社会機構なのである。

(2) 市場機構の期待機能の前提

① 完全市場・完全競争の条件

市場機構は無条件に以上のような機能を果すわけではない。一定の条件が満たされた時初めて、以上のような機能を期待し得るのである。そのためには、一般に、次に示すような完全市場・完全競争の条件が満たされねばならないと考えられている。

1. 人々が全く合理的に行動すること。

¹⁾ 野尻武敏『経済政策原理』晃洋書房, p. 113-4.

- 2. 市場当事者にとって市場に関する知識が完全であること。
- 3. 労働・資本が完全に可動的であること。
- 4. 同一商品を取引する売手と買手の数が多く、価格を左右する重大な 市場勢力が存在しないこと。
- 5. 市場の参入・退出が完全に自由であること。
- 6. 才能さえあれば誰でも資金の調達ができること。
- 7. 資産その他、人々の出発条件が均等であること。
 - ② 有効競争の条件

以上のような条件は余りにも厳し過ぎ、全く非現実的である。従って、 市場が所期の機能を発揮するためには、そこに有効な競争が存在すれば良い、とする論者も多い。こうした有効競争の条件としては、一般に次のよ うなものを挙げることができる。

- 1. かなり多数の売手と買手がいること。
- 2. そのいずれも市場の大きな部分を占めないこと。
- 3. いずれのグループの間にも共謀がないこと。
- 4. 新企業による市場参入の可能性があること。

(3) 二様の問題

不完全性

完全市場・完全競争の条件は、現実には、十分満たされ得ない。また、 有効競争の条件すら多くの場合には満たされていない。

まず第一に、市場は、常に、不完全な形でしか存在しない。人間はしば しば非合理的な諸力に動かされ、市場取引に於いてすら価格以外の要因を 顧慮する。しかも、彼らの市場諸関係に関する知識は、全く限られたもの でしかない。そして、仮に独占や寡占が存在しないと仮定した場合ですら、 生産要素の完全な可動性を想定するわけにはいかない。とりわけ労働の移 動に対しては様々の阻止要因が存在する。更に、市場での調整は無時間的 に為されるのではない。現実の調整には常に時間がかかるのであり、諸条 件の変化と市場での均衡の間にはタイム・ラグが存在する。 第二に、市場での競争も現実には決して完全なものではない。市場には常に独占もしくは寡占が存在し、新企業の市場参入に対しても様々な障害が存在する。生産者の側には、常に、共謀して競争を抑圧したい、という願望が存在している。国家が生産者達のこうした願望を支援することもあるう。更にまた、技術進歩は企業規模の巨大化を要請もしよう。これらの要因が複雑にからみ合って、市場の寡占化・独占化が進み、新規参入者に対する制度的・経済的・技術的な障害が大きくなってゆく。

2 限 界

仮に、完全市場・完全競争の条件が申し分なく満たされたとしても、やはり尚、市場機構を経済問題解決のための万能薬と考えるわけにはゆかない。そこには抜き難い限界が存在する。

市場では価格が全てに優先する。それはあらゆる価値観に対して中立的である。しかし、このことは、見方を変えるならば、市場機構とは血の通わぬ全く非人格的・非人間的な機構である、ということを意味している。市場の下では、人間関係は機能化(Funktionalisierung)し、私人化(Privatisierung)し、商業化(Kommerzialisierung)してゆく。市場機構のもたらす資源配分や所得分配と、人間の感情との緊張関係は並々ならぬものとなってゆく。

市場では、価格が成立する時初めて、商行為が成立する。従って、市場 機構が全く評価しない、或いは不十分にしか評価しない財もしくはサービ スは、全く供給されないか、或いは不十分にしか供給されない。そうした

²⁾ 勿論,全ての技術進歩が企業規模の巨大化を促すとは限らない。小規模企業の活動を有利化させるような技術進歩も存在する。また、技術進歩が競争を従来以上に激化させるような場合も存在する。交通・通信手段の発達によって、地域独占が破壊される場合などは、そうしたものの典型的な例である。

³⁾ Briefs, G.: Staat und Wirtschaft im Zeitalter der Interessenverbände. in: Briefs, G. (hrsg.): Laissez-faire-Pluralismus. Demokratie und Wirtschaft des gegenwärtigen Zeitalters, Berlin 1966, S. 27-30.

財やサービスがたとえいかに重要なものであろうと。従って、市場機構の下では、一般により重要だと考えられているものの供給が後回しにされる可能性が存在するのである。

更に市場機構の下では、道徳的に優れた人、財やサービスの生産に人並 みはずれた努力を傾注した人、或いは著しく生活に困窮している人がより 報われる、といった保証は何ら存在しない。道徳的に劣っており、大した 努力もしないのに、ただ運が良かったというだけの人が巨富を得たり、裕 福な人がより一層裕福になってゆく、といったことが起り得るのである。 或いは、それまでは市場で十分な報酬を得ていた人が、人々の好みが変っ たというただそれだけの理由で、破産の憂き目を見る、といったこともし ばしば起り得るのである。

③ 諸問題

市場機構は決して経済問題解決のための万能薬ではない。それは現実には様々な問題を生み出す。

完全市場・完全競争の条件が現実に満たされていない以上,市場機構に 完全な需給均衡化機能を期待することはできない。現実には不均衡が存在 し、更にその不均衡が拡大・縮小を繰り返すことによって景気変動も生じ てくる。

第二に、独・寡占(とりわけ労働市場でのそれ)の存在と、市場機構が 所得分配面で持つ限界とが、いわゆる社会問題を生み出す。それは、とり わけ労働者の困窮という形で顕在化してくる。

第三に、市場機構の資源配分面での限界故に、ある種の財貨が氾濫しているにもかかわらず、他の種類の財貨が払底している、といったアンバランスも拡大してゆく。

⁴⁾ こうした市場の経済計算の失敗の例として次のものを挙げることができる。1. 公共財・集合財。2. 外部経済・不経済。3. 収穫逓増的事業。4. 不確実高費用の事業。野尻 前掲書。p. 120-1

⁵⁾ こうした問題は第二次大戦後,より明確に認識されるようになっていった。ガルブレイスの『ゆたかな社会』(*The Affluent Society*, Boston 1958) はこうした議論の引き金となった。

Ⅲ 国家の政策と利益団体の生成

(1) 第二次大戦後の経済政策

市場機構は、合理的な資源配分を可能にし、競争を通じて費用の引下げを可能にする。こうして物的な生活水準が引き上げられる。また市場機構は、交換の正義と貢献原則に基づく分配の正義を保証する。更に市場機構は様々な価値観を抱く人々の協働・共存を可能にし、自由とも両立する。

しかし、市場のこうした機能は、完全市場・完全競争の条件が、或いは 少なくとも有効競争の条件が満たされていない限り、期待し得ない。しか も、こうした条件が満たされて、市場が所期の機能を発揮したとしても、 尚、問題は残るのである。

事実がこうである以上、国家は、防衛、司法、そして公共土木事業及び 公共施設の建設・維持といった三つの事業のみを行うことによって事成れ り、として安閑としているわけにはゆかない。少なくとも第二次大戦後、 西側諸国では、国家の活動領域は、アダム・スミスの示した基準をはるか に超えるものとなっている。

秩序政策

私有財産と契約の自由とが保証されさえすれば、直ちに満足な経済秩序が実現するものでは決してない。それは第一歩に過ぎない。国家の独占に対する強力な政策がなければ、競争秩序は決して満足な形で存続し得ないのである。

最初の近代的な反独占政策の思想は1880年代のアメリカで生まれた。そしてそれは、シャーマン反トラスト法(1890)、クレイトン法(1914)、並びに連邦取引委員会法(1914)となって結実していった。他方、アメリカ以外の主要な先進工業国に於いて、第二次大戦までは独占や取引制限を積極的に規制するものは存在しなかった。しかし、第二次大戦後、アメリカの発言力の増大と、西側諸国での自由競争体制に対する信頼の回復とが相まって、様々の国で反独占法体系が制定された。

こうした反独占法体系を中核とする,競争秩序形成・維持の ため の 政策,即ち,秩序政策は,今日では,国家活動の主要な対象のひとつとなっている。

2 経過政策

競争秩序が形成されたとしても、尚幾つかの問題が残る。まず第一に、 市場機構の需給調整機能は決して完壁なものではない。1929年に始まる世 界恐慌は、多くの人々が抱いていた市場機構の自動調整機能に対する信頼 を打ちくだいた。戦後のケインジアンの著しい影響力拡大は、こうした事 実と決して無縁のものではない。

いずれにせよ、第二次大戦後西側の多くの国々は、ケインズの理論に依拠しつつ、経済の日々の流れに対して幾つかの施策を構じるようになった。より具体的には、高雇用水準の維持、景気安定、適正成長、国際収支の均衡等が目ざされてきたのである。

③ 分配政策

19世紀の労働者問題の最大の元凶のひとつは、労働市場に於ける独占・ 寡占の存在であった。しかし、交通・通信手段の発達は、労働市場に於ける地域独占を破壊した。他方、労働者は組織を形成することによって交渉力を著しく強化した。更に、19世紀末から始まった社会政策的な諸措置も 労働者の地位改善に貢献した。

第二次大戦後には、社会政策の対象は、労働者のみならず、全ての国民へと拡大していった。即ち、社会保障制度がそれである。この制度は全ての国民に最低生活の保障を約束する。かくして、市場機構の分配面での限界に対しては、一応の解答が与えられたと言ってよいだろう。

④ 公共部門の拡大

市場機構は、1公共財・集合財、2外部経済および不経済、3収穫逓増的事業、4不確実高費用の事業、といったものに十分対応し切れない。勿論アダム・スミスも、公共土木事業及び公共施設の建設・維持は重要な政策課題であると指摘している。しかし、今日この領域での国家活動は、ア

ダム・スミスの構想していたものをかなり超えているようにも思える。いずれにせよ、市場での経済計算の失敗に由来する資源配分のゆがみの是正は、今日、重要な国家の政策課題のひとつとなっている。

(2) 勢力及び拮抗力のシステム

① 法人企業と経済集中

1932年に出版された, A. A. バーリーと G. C. ミーンズの共著『近代株式会社と私有財産』は非常に大きな反響を呼び起した。彼らの得た結論のひとつは、株式会社制度は巨額の資本調達を可能にし、大規模な企業を出現させ、経済集中を著しく促進した、というものである。

彼らの示す統計によれば、1930年のアメリカに於いて、巨大株式会社企業への経済力の集中は著しいものであったといえる。即ち、金融関係以外の最大200社(鉄道42社、公益企業52社、産業会社106社)が、株式会社の総資産の49.2%を、事業用総資産の38.0%を、そして国富の22.0%を支配していたのである。

② 拮抗力

この統計から判断する限り、これら最大 200 社の市場支配力は著しいものであり、アメリカ経済の帰趨はこれら巨大企業の出方ひとつにかかっている、という結論が得られそうである。また、アメリカ人の運命は、これら巨大企業の経営者の胸先三寸に掛っている、という風にも考えられそうである。

しかし現実には、アメリカ人は決してこれら少数の経営者の奴隷の如き存在ではない。確かに巨大企業の保有する市場支配力は絶大なるものである。しかし、この力が無条件に発揮されることはないのである。こうした市場支配力の行使を阻止する力が存在する。ガルブレイスはそれを拮抗力

⁶⁾ Berle, A. A. and Means, G. C.: *The Modern Corporation and Private Property*, New York 1932. (北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社)

⁷⁾ 第二の結論とは次のようなものである。即ち、多数の株式発行は株式所有の分散 を帰結し、所有と経営が分離し、経営者支配が進展した、というものである。

^{8) 『}近代株式会社と私有財産』p. 40.

(countervailing power) と呼んだ。より具体的には、労働組合、大規模小売業(スーパー・マーケット、チェーン・ストア、百貨店)、消費組合、農業協同組合等が、巨大企業による市場支配力の無条件的な行使を妨げているのである。

③ 第三の調整メカニズム (?)

市場機構は、国家の諸施策(即ち、秩序政策、経過政策、分配政策並びに公共サービスの供給)なしには存続し得ない。市場機構が単独で経済諸量の調整を行っているのではない。従って、国家は経済諸量の第二の調整者と言えるであろう。

国家はその経済政策を通して、市場の下での資源配分に大きな影響を与える。これと同様に、労働組合や農業協同組合によって代表される様々な利益団体も、市場での資源配分に大きな影響を与える。こうした点に注目して、利益団体を経済諸量の第三の調整者として把えようとする人々が存在する。巨大企業(もしくはその連合体)と労働組合の間で、巨大企業と中小の生産者の組合の間で、或いは生産者の組合どうしの間で行われる集団交渉は、ひとつの経済諸量の調整メカニズムである、というのである。

勿論、こうした集団交渉が、完全に市場機構に取って代わることはできないであろう。それは市場機構を補完するに過ぎない。しかし、少なくとも今日、集団交渉が資源配分に重大な影響を与えていることは確かであるし、そうした集団交渉を勢力及び拮抗力のシステム(ein System von ≪power and countervailing power ≫)として把えることも可能なのである。

(3) 個人主義の否定と自由主義体制の変質

17世紀から18世紀にかけて確立されていった個人主義思想は、二重の意

⁹⁾ Galbraith, J. K.: American Capitalism. The Concept of Countervailing Power. Boston 1952.

¹⁰⁾ その最も代表的な論者の一人として Herder-Dorneich を挙げることができる。

¹¹⁾ これは J. Werner の表現である。(Werner, J.: Die Wirtschaftsverbände in der Marktwirtschaft, Zürich und St. Gallen 1957, S. 168.)

味で否定されつつある。ひとつには、国家の活動領域の拡大という意味に 於いて。またいまひとつには、人々が様々な利益団体を形成してきたとい う意味に於いて。

① 国家の変質

個人主義思想を基盤とする自由主義体制下では、「法の支配」と「市場」とが、その最も重要な制度的中核である。国家は可能な限り経済に干渉しないことが望ましい、とされた。しかし、今日状況は一変している。国家の経済に対する干渉は、過去と現在ではいかに相違しているのであろうか。

ベンダーの表現 を 借 り る な ら ば、 国家のこの性格変化は、法治国家
(Rechtsstaat) から社会国家 (Sozialstaat) への移行ということができる。

法治国家とは、それまでの絶対主義的権力国家のアンチ・テーゼを成す ものである。国家権力の局限、権力の分散、そして法の支配を通して、個 人を国家の恣意的な権力行使から護ろう、というのがその基本 理念 で あ る。また、こうした理念は、市場の自動調整機能への信頼によって、強化 された。

しかし、市場での競争は、一方に於いて一般的生活水準の向上という成果をもたらしはしたが、他方で労働者階級を生み、また社会問題を生んだ。 労働者の組織が形成される一方で、国家も社会問題に対して何らかの策を 構ずることを余儀なくされていった。かくして国家の活動領成は拡大して ゆき、官僚機構や財政支出も膨張していった。こうして近代国家は法治国 家から社会国家へと変質していったのである。

両者の間には幾つかの差異が存在する。まず第一に、前者にあっては、 国家活動の原則は、「国家はできるだけ少なく」(so wenig Staat wie möglich)といったものであるのに対して、後者に於いて、それは「国家は 必要なだけ多く」(so viel Staat wie nötig)ということになる。また第二

¹²⁾ Bender, B.: Rechtsstaat und Sozialstaat. Zur Dialektik des heutigen Verfassungsstaats. in: Briefs, G. (hrsg.): Laissez-faire-Plurarismes, a. a. O., S. 324-46.

に追求される価値にも変化が生じた。一方では、結果よりも形式が尊重され、自由や個人の領域の保護が重視された。それに対して、他方では、形式よりも結果の優先が叫ばれ、自由のみならず安定と正義の実現も要請され、更に連帯の必要性が説かれたのである。

② 利益団体の生成

近代の誕生を告げる市民革命は、個を従来の様々な拘束から解放した。 しかし、この解放は行き過ぎたのかもしれない。人間関係は市場機構の下 で、機能化し、私人化し、商業化していった。こうしたことに対する反動 として人々は様々な団体を形成していった。

個の解放は一面に於いて、人々が生活保障の基盤を失う、ということを 意味している。かくして、最初に、熟練労働者の相互扶助組織が生まれる こととなった。やがてこうした組織の力を背景に、雇主との賃金交渉を行 おうという者も出てくる。こうした動きは雇主の側に於ける団結を促すこ とにもなろう。更に、こうした労使の組織のみならず、中小の生産者や消 費者の団体も生まれてくる。

これらの様々の団体は、やがて、その活動を政治の領域にも広げてゆく。 そして、それらは政府に対する圧力団体と化してゆく。そして遂に、有力 な利益団体の幾つかは、国家の政策形成の一員にすらなってゆくのである。

③ 変質の三局面

今日,経済の現実を規定するものは、ひとり市場機構のみではない。国家の経済政策や利益団体の活動もそれに少なからぬ影響を与えている。自由主義体制の確立当初には、市場機構の影響がひときわ大きかった。しかし、その後第二・第三の要因も無視し得ぬものになってきた。こうした変化のプロセスは概ね三つの局面に区分することができる。

第一局面:この時期は1860年代ないし70年代まで続く。国家の経済への不干渉の原則は概ね守られていた。市場の自動調整機能への信頼も揺らいでいない。他方、種々の利益団体の規模も未だ全国的なものに達しておら

¹³⁾ Briefs, G.: Staat und Wirtschaft, a. a. O., Kap. 1.

ず、その基盤も不十分で、市況に大きく依存した類のものであった。わず かばかりの熟練労働者が組織されていたに過ぎず、またこの組織の任務も 主に相互扶助と賃金交渉に限られていた。他方、生産者の組織も精々地域 的な規模のものであった。いずれの利益団体も、社会経済の全体系の中に 於ける完全な従属変数の地位に止っていた。

第二局面:1860年代頃から労働者の組織がその影響力を徐々に増大させていった。1873年に始まる大不況はこの傾向に一層の拍車をかけた。不熟練労働者の組織化も始まり、その要求は一層過激なものとなっていった。他方、大不況を契機に生産者の側でも経済集中が大いに進行した。多くの企業合同が進められ、カルテルやシンジケートが多数形成された。

こうした状況を背景にして国家の有り様も大きく変化してくる。まだ事後的・局所的なものであったとはいえ、国家の経済への積極的な干渉が拡大していった。国内経済への干渉が強められ、自由貿易主義から保護貿易主義への転換が計られた。また、社会保険に代表される社会政策も推し進められた。

第三局面:二度の世界大戦やニュー・ディールは国家的な大事業であった。一方に於いて、国家の経済への干渉は事後的・局所的なものに止っていることを許されなくなった。国家の政策は総合性・体系性を要求されてくる。他方に於いて、大事業の遂行のためには全国民の協力が不可欠であった。そして、種々の利益団体と国家との関係のより一層の緊密化が計られた。最も有力な団体は国家の政策形成に直接参画するようにすらなったのである。かくして、幾つかの利益団体は、社会経済の全体系の中に於ける、相対的独立変数の地位を獲得するに到ったのである。

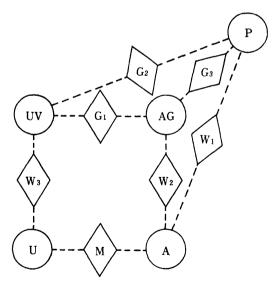
Ⅳ 三重の調整メカニズム

(1) 調整メカニズムの複雑化:賃金決定の例

¹⁴⁾ Herder-Dorneich, Ph.: Wirtschaftsordnungen. Pluralistische und dynamishe Ordnungspolitik, Berlin 1974, S. 117-8.

今日,専ら市場関係のみによって需給が決定される領域というものは少数であろう。国家の政策や利益団体の存在を無視するならば、現実認識を誤ることになりかねない。ここでは賃金決定の例を取り上げることによって、需給調整に於いて、市場、集団交渉、選挙という三つのメカニズムがいかに複雑にからみ合っているか、を見てみることにしよう。

	Entscheidungsmechanismus vom Typ	Entscheidungsaufgabe Entscheidungsresultat
M	Markt	Effektivlohn
$G_{\mathbf{i}}$	Tarifverhandlungen	Tariflohn
W_1	Bundestagswahlen	allgemeiner Inflationsgrad
W_2/W_3	interne Willensbildung	Willensbildung im Verband, Streikbereitschaft
G_2	Lobby, Konzertierte Aktion	Lohnleitlinien, Inflationsgrad
G_3	Lobby, Konzertierte Aktion	Lohnleitlinien, Internationale Wettbewerbsfähigkeit



U = Unternehmer (Arbeitgeber)

A = Arbeitnehmer

UV = Arbeitgeberverband

AG = Arbeitnehmerverband (Gewerkschaften)

P = Politiker

① 市場機構

個別経済主体(企業,労働者)間の基本的な関係を決定するのは、市場機構である。市場機構が個々の労働者の実際の賃率を決定する。

② 集団交渉一労使間

しかし、市場機構には一定の枠がはめられる。労働者の中から選挙(もしくはその他の方法)で選ばれた団体職員と、企業家の中から選挙(もしくはその他の方法)で選ばれた団体職員とが集団交渉を行う。この集団交渉によって、労使間で賃金に関しての約束が取り交される。

③ 集団交渉一政・労・使間

賃金決定に際して、政府が何らかの発言を行うというシステムも考えられる。もし、労使双方が賃上げのためのコストを製品価格に転嫁するならば、賃金引上→物価上昇→生活費の上昇→賃金引上…といった、賃金一物価のスパイラルが生じるかもしれない。こうした事態は労使双方にとって望ましいことではないし、何よりも組織を持たぬものにとってゆゆしき出来事である。従って、組織労働者のみならず全ての国民を代表する政府は、労使の団体に対して、賃上げ並びに製品価格の引き上げの抑制を要請するかもしれない。

(2) 利益団体の持つ問題点

勿論,全ての領域で上記の如き三重の調整メカニズムが作働しているわけではない。しかし、西側諸国に於いて、こうしたものが存在していることは事実であるし、また、それが持つ意味も小さくはない。それにもかかわらず、こうした三重の調整メカニズムに全く問題がないわけではない。とりわけ利益団体に含まれる幾つかの問題が、こうした調整メカニズムのスムーズな作動を妨げる可能性が大きい。

① 団体職員と構成員の関係

まず第一に、団体(とりわけ団体職員)が構成員の利害を精確に代弁するかどうか、という問題が存在する。団体の設立当初は、両者間に利害対立はほとんど存在せず、職員は構成員の利益代表である。と言っていいだ

ろう。しかし、団体の成長は両者間に利害の食い違いを生み出してゆく可能性が大きい。利害に食い違いが生じても、最初のうちは、職員は構成員のコントロール下にあるだろう。しかし、職員はやがて、構成員のコントロールを有名無実化しようと試みるであろう。そして、団体の規模の拡大はこうしたことを可能にする。職員が自律化してしまうならば、団体は必ずしもその構成員の利害を精確に代弁するとは限らなくなるであろう。

② 競争排除の欲求

利益団体内部の問題よりも、それが他者との間に於いて生み出す緊張関係の方がはるかに重大である。

団体間の集団交渉は、ある面に於いて、市場機構を補完する役目を果している。とりわけ、それは、市場機構に内在する分配面での諸欠陥の是正に貢献している。しかし、各種の利益団体には、常に、競争制限の欲求が存在する。もし競争制限の試みが行き過ぎるならば、それは市場機構の機能不全を帰結するであろう。こうした危険は常に大きいのである。

③ 国家と団体の関係

利益団体が国家に働きかけることによって、立法・行政のプロセスが著しく偏向したものになる、という危険が存在する。様々な利益団体が国家に様々の要求をつきつけることによって、一方で国家支出はどんどん膨張してゆくにもかかわらず、他方で国家の権威は失墜し、その統治能力は著しく低下する、といったことが起るかもしれない。こうなれば、強力な組織を持つ者が過度に優遇され、一種の寡頭無政府政といった事態が出現することになる。

④ 団体と未組織者の関係

更に重大であり、先の二つの問題とも関連する問題は、団体と未組織者の緊張関係である。経済の場(市場)に於いても、政治の場(立法・行政)に於いても、強力な発言権を持つ者とそうでない者との間の不平等は、今日最も重大な問題である。

(3) 体制整序の原理的三方式

今日, 現実の経済を規定するのは市場だけではなく, 国家の経済政策や 利益団体の活動も大へん重要な要因である。そして多くの領域に於いて三 重の調整メカニズムが作動している。しかし, こうした調整メカニズムは 必ずしも良好に作動しているとは言い難い。そして, その原因の多くは利 益団体にあると言えるかもしれない。経済諸量の調整メカニズムの機能不 全が, 具体的にはどのような弊害を生み出しているかをここで論ずること はできないが, ここでは, こうした問題解決の可能性としてはどのような ものがあるか, を示すことにしよう。

① 中央管理体制

種々の利益団体を国家の中央管理機構の中へ統合・吸収することによって、利益団体の生み出す弊害を除去し、社会に秩序をもたらす、という方法が可能である。1920年代から30年代にかけてのドイツは、こうした方向へ進んだ、ひとつの典型的な例である。

② 競争秩序の形成・維持=利益団体の切り崩し

しかし、今日、少なくとも西側諸国では、大部分の人がこの中央管理体制を支持しようとはしない。まず第一に、中央管理体制は経済計算(とりわけ生産財のそれ)の問題に関して決定的な欠陥を有しており、十分な消費財の供給に失敗する、ということが次第に明らかになってきた。更に、経済面での失敗に加えて、中央管理体制の下では自由も存在せず、大衆の生活はより一層不安定なものになる、ということも知られるようになった。

従って残されたひとつの方向は、可能な限り種々の利益団体を解体し、 或いはその影響力を抑圧することによって、再び有効な競争秩序を実現し よう、というものである。新自由主義の論者が提唱するのはこの方向であ る。

③ 国家・団体・市場の三重秩序

新自由主義の代表的論者のひとりオイケンは、独占の存在は必然的に不 安定な独占闘争を帰結し、国家の介入を招来すると考えたが、これと意見 を異にする幾人かの論者が存在する。つまり,団体間の関係は集団交渉を通じて概ね良好なものになる,というのである。他方,既に確固たる存立基盤を確保するに到った種々の利益団体の解体は政治的に困難であり,そうした方法は現実的でないようにも見える。これらのことに加えて,利益団体にも幾つかの有益な機能が存在しているのだから,多数の利益団体の存在を事実として受け止めた上で,何らかの新しい秩序を模索しよう,とする考え方が生まれてきた。

個人をもそして団体をも国家の強力な中央管理機構の一歯車にしてしまいかねない中央管理一元論でもなく、また、市場機構に圧倒的な重要性を置き、国家や利益団体に全く補完的な役割しか認めない競争一元論でもない、国家・団体・市場を共に等しく重要な秩序構成要因とみなす三元的な秩序の模索は、まだ緒についたばかりである。そこには様々の困難な問題が存在するに違いない。しかし、少なくとも次の三つの条件が満たされない限り、新秩序の確立は不可能であろう。

まず第一に、各個別経済主体は市場で競争せねばならない。

第二に、各利益団体の主張に一定の自制が加えられねばならない。競争 制限の試みは極力排除されねばならないし、国家に対して途方もなく過大 な要求がつきつけられる、というようなことがあってはならない。

第三に、国家は未組織者をも含めた全体の利益を反映するような、総体 経済構想を提示しなければならない。また、国家は各種利益団体の勢力濫 用を阻止しなければならない。そして、以上のような基本的な原則に基づ いて、国家と団体間の交渉のルールを確立し、特定集団の利害のみが立法 ・行政に過度に反映されることを回避しなければならない。